

社援企発0730第1号

平成22年7月30日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局援護企画課長

中国残留邦人等の方々への支援給付のしおりの送付について

中国残留邦人等に対する援護施策につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「中国残留邦人等の方々への支援給付のしおり」については、「中国残留邦人等に対する支援給付への自動切替え事務処理要領等の送付について」（平成20年2月21日、社援保第0221001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知及び社援企第0221001号厚生労働省社会・援護局援護企画課長通知）別紙2として送付したところですが、今般、改訂版を作成しましたので別紙のとおり送付いたします。被支援者に配布いただくとともに、支援給付の相談あるいは開始時の説明の際等に御利用下さい。

おって、各都道府県におかれましては、管内の支援給付の実施機関へ送付願います。